

行政の協力依頼から町内会の今後を考える



秋田県由利本荘市 阿部 岳海

第 1 章 由利本荘市と町内会の現状

第 1 節 行政と町内会が抱える問題

近年ニュース等で町内会を解散するとか、人手不足、なり手不足が深刻だ、といったことを見聞きするようになってきた。現状、本市では町内会の解散が大きな問題とはなっていない。しかし、人口動態や将来推計を踏まえると、本市の人口は今後も減少が続くことは明らかである。そのため現在でもぎりぎりの人数で何とか運営している町内会があるかもしれないし、この先も人口が減り続ける中で町内会を維持しなければならないことが予想される。また、高齢化や核家族化、単身世帯の増加によって、近隣住民との関わりが少なくなっており、町内会へ加入しない世帯が増える可能性があるだろう。

行政は町内会に対し、ごみステーションの管理や広報等の印刷物の配布まで幅広く行政協力を依頼しており、地域の運営を担うパートナーであると言える。しかし、人口減少などの影響により、町内会への協力依頼をこれまでどおり継続することは困難になると見込まれる。また、行政からの協力依頼が負担感を感じさせ町内会本来の、支え合い親睦を深め地域の課題を解決していくという役割が機能不全を起こす可能性も考えられる。そのため、本レポートでは行政と町内会との関係を協力依頼に着目し今後どのように整理すべきかを考察したい。

第 2 節 本市の概要と町内会の現状

由利本荘市は、秋田県の南西部に位置し、面積は 1,209.59 平方km（神奈川県約半分の大きさ）で秋田県の面積の約 10.4%を占め、県内一の面積を誇る。平成 17 年 3 月 22 日に本荘市・由利郡矢島町・岩城町・由利町・大内町・東由利町・西目町・鳥海町の 1 市 7 町が合併し誕生した。合併当時の人口は 89,555 人（由利本荘市 2024:95）であったが令和 7 年 12 月 1 日現在の人口は 68,596 人（秋田県 2025）であり、20 年間で約 20,000 人以上の人口減となっている。国立社会保障・人口問題研究所の推計（国立社会保障・人口問題研究所 2023）によると本市の人口は令和 27 年には 45,848 人となる予測がされており、現在の人口からさらに約 23,000 人の人口減となる。地域別の高齢化率を見ると、すでに 50%を超える地域もある。さらに、市全体でも高齢化率 50%に迫り、生産年齢人口は人口の半数を下回る。今後は、より少ない人数で高齢者や年少者を支える時代を迎える見込みである。

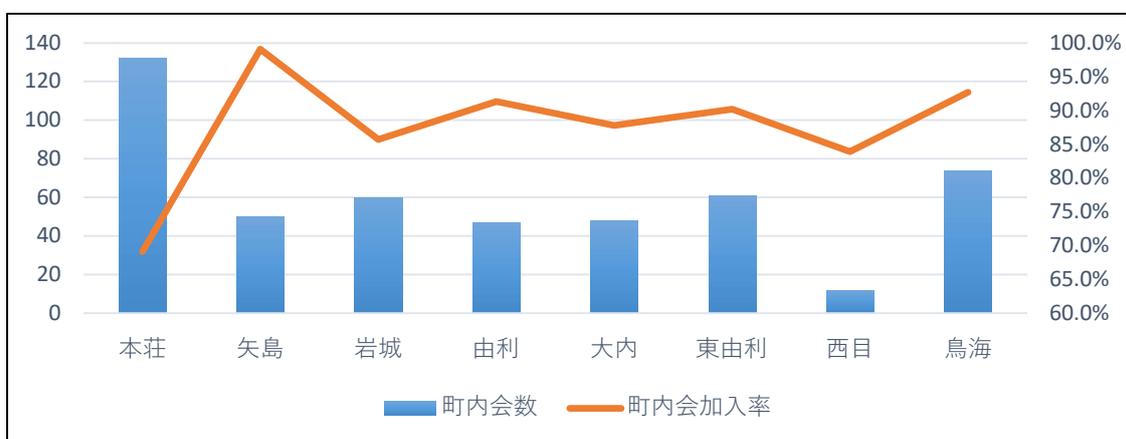
【図表 1 地域毎の人口、高齢化率】

	本荘	矢島	岩城	由利	大内	東由利	西目	鳥海
人口（人）	39,584	3,639	4,343	3,851	6,277	2,636	5,292	3,442
高齢化率（%）	34.1	49.9	47.4	47.9	45.5	54.8	40.2	55.1
面積（平方 km ² ）	188.34	123.63	108.10	96.53	181.72	150.17	38.06	322.53

※由利本荘市 2025a、由利本荘市 2025b をもとに筆者作成

本レポートで取り上げる町内会の状況について整理する。本市の町内会に関する状況は図表 2 のとおりとなっている。本市の半分以上の人口が集中する本荘地域は他の地域に比べ町内会数が多くなっている。また、西目地域は突出して町内会の数が少なくなっているが、これは地域の面積が小さく居住地がまとまっているため、町内会の数が少ないと予想される。それ以外の地域の町内会数についてはおおよそ 50～70 町内となっている。各地域の町内会加入率については、必ずしも住民基本台帳と実際に居住している人数が一致しないことや、加入世帯数が不明な町内もあるため正確な数値を算出することは難しいが、本荘地域は 70%程度であるが、他地域は 80～90%以上となっている。

【図表 2 地域毎の町内会数と加入率】



※地域づくり推進課内部資料をもとに筆者作成

第 3 節 人口減少を見据えた市内の動向、業務見直し、支所機能の縮小

由利本荘市では本荘地域に本庁舎、旧 7 町には総合支所が配置されている。第 1 章第 2 節で本市の人口減少について解説したが、それに伴い市役所の職員数も削減していく必要がある。広い面積を有する本市の場合、現在の事務体制では事務処理が困難になることが予想される。より少ない職員数で事務処理を行うために、その対応が現在検討されている。（由利本荘市 2025c）具体的には、①新たな行政ニーズへの対応と不要不急な事業の見直し②本

庁の機構再編の検討③本庁と総合支所を通じた効率的な事務処理体制の検討が現在進められている。総合支所の在り方については、住民窓口対応は現在のまま変わらずに行いつつ、現在総合支所で行っている地域の補助金申請書の入金までの書類審査等の市民に影響の少ない事務を本庁へ集約する予定である。今後の人口減少にあわせて、さらなる取組を進める必要があると言える。

第 2 章 由利本荘市における町内会への協力依頼について

第 1 節 全体の調査結果

前章第 1 節で触れた町内会への協力依頼については、庁内各課がそれぞれ行っていることであり横断的に把握されていない。そのため、まずは由利本荘市役所が町内会へ行っている協力依頼についての全体像を確認するために調査を実施した。調査は令和 7 年 8 月 8 日に全課を対象とし庁内掲示板にて依頼通知を発出。Microsoft Forms から回答を集めた。調査内容については次のとおりである。設問 1 は例年、町内会へ推薦を依頼している委員・役員等はあるか。設問 2 は例年、町内会へ依頼している作業はあるか。この設問については募金等の集金や市が主催する行事への参加動員等の選択肢から回答を得た後に、選択肢について筆者から回答者へ直接詳細の聞き取りを行った。設問 3 は過去 1 年間で臨時的に町内会へ依頼したことや作業等はあるか。調査の結果は図表 3 のとおりであった。本節の調査結果は本庁各課、事務局、教育委員会 本荘地域各公民館、消防本部から得たものである。本荘地域を除く 7 地域に設置されている総合支所も調査対象としているが、結果については後述する。

主な依頼内容は各種委員・役員等の推薦や、配布物の依頼、募金の取りまとめ等が挙げられた。委員等の推薦は市の依頼により行政協力事務を行う行政協力員や民生・児童委員、その他には公共交通やスポーツ振興に関わる組織の委員・役員の推薦も町内会へ依頼されていた。配布物の依頼については市広報、臨時のお知らせとして市広報と同時配布されるチラシがある。なお本市では「由利本荘市行政協力事務に関する条例」に基づき町内会単位で行政協力員が置かれている。行政協力員が行うこととされている行政協力事務については条例の中で広報、文書その他の印刷物の配布が明記されている。(由利本荘市 2006) 募金の取りまとめ等については、日本水難救済会の青い羽根共同募金や結核予防会の複十字募金、日本赤十字の会費の集金を町内会へ依頼している。他には道路側溝清掃、特定の町内会に対し公園の草刈り、巡回等の管理業務が挙げられた。

【図表 3 調査結果】

	設問1 ●例年、町内会へ推薦を依頼している委員・役員等	設問2 ●例年、町内会へ依頼している作業（ルーティン的に）	設問3 ●過去 1 年間で臨時的に町内会へ依頼したことや作業等
総務部	無し	・青い羽根共同募金の取りまとめ ・全市いっせいで防災訓練の際	無し

		に地域の特性や実情を踏まえた、自主的な防災訓練の実施を呼びかけ ・ 申告相談の日程チラシの全戸配布（市広報と一緒に）	
企画振興部	・ 行政協力員 ・ 鳥海山ろく線運営促進協議会、会員 ・ 矢島、本荘、由利の各地域由利高原鉄道地域協力会の幹事等	・ 各期成同盟会等整備促進大会への出席依頼（本荘地域の町内会長宛）	・ バス路線の変更を関係町内への全戸配布や回覧を依頼 ・ イベント周知の回覧を依頼
市民生活部	無し	・ ごみ集積所の管理（集積所の更新、新設は町内会に対して補助を行っている）	無し
健康福祉部	・ 民生・児童委員改選期に後任候補者の推薦依頼 ・ 食生活改善推進員（岩城市民サービス課対応）	・ 複十字募金の取りまとめ ・ 検診 ・ 総合健診の申込み調査の配布（市広報と同時配布） ・ 食生活改善推進協議会支部だよりの配布（市広報と同時配布） ・ 日本赤十字社の会費集金	・ 行政協力員宛に公園遊具が撤去もしくは修繕の必要があった場合、その対応について通知。 ・ 食生活改善推進協議会事業活動（調理実習、啓発資料の配布）
産業振興部	無し	無し	・ 緑地広場管理業務（トイレ清掃、草刈り、施設等の巡視を行い異常時に報告） ・ 絆の茂里（もり）管理業務（草刈り、トイレ清掃）
観光文化スポーツ部	・ 由利本荘市ボートプラザ運営委員	無し	無し
建設部	無し	・ 年 2 回、側溝の泥上げ作業 ・ 本荘地域の街区公園が設置されている 20 町内に草刈り等の公園管理を依頼	・ 橋の通行止めのチラシ配布
会計課	無し	無し	無し
議会事務局	無し	無し	無し
選挙管理委員会事務局	無し	無し	・ 選挙時に各町内の行政協力員に配布物等を依頼

			・町内公民館を投票所とする 場合、貸出を依頼
監査委員事務局	無し	無し	無し
農業委員会事務局	無し	無し	無し
教育委員会事務局	無し ※各地域公民館へ別途 調査	無し ※各地域公民館へ別途 調査	無し ※各地域公民館へ別途 調査
企業局	無し	無し	無し
消防本部	無し	無し	無し

各課の回答をもとに筆者作成

第 2 節 市内各地域における町内会への協力依頼に地域差はあるのか

本市は 1 市 7 町が合併し誕生したが、本荘地域を除く旧 7 町の地域には市長の権限に属する事務の一部を分掌することを目的とし総合支所が設置されており、市民サービス課、産業建設課の 2 課体制で事務を行っている。前節の調査時に各地域の総合支所からも回答を得ていたが、同じ業務内容ながら回答内容に若干の差異が見られた。合併前はそれぞれの町で町内会へ協力依頼を行っていたことを考慮すると、現在でも地域により依頼内容に違いがあるのではないかと、という仮説の下、より精緻に確認するために改めて調査を行った。調査は各総合支所で町内会にかかる業務を所管する各市民サービス課へ依頼し回答を得た。調査内容については、前節の調査の設問内容は変更せず、より具体的に町内会への依頼内容を記載し回答するよう依頼した。

各地域の町内会への依頼内容について以下のとおりであった。委員・役員の推薦について、行政協力員、民生・児童委員、自主防災組織連絡協議会が挙げられたが、これらはいずれの地域にも差異はなかった。一方で食生活改善推進員や結核予防会については、特定の地域のみが町内会へ委員・役員の推薦を依頼していた。例年、町内会へ依頼しているルーティン的な作業について、広報の配布や募金の集金が挙げられた。この 2 つの依頼について、広報の配布は月に 2 回と発行回数が決まっていること、募金の集金については本庁と総合支所が連動し業務を行うことから、町内会への依頼について地域差はなかった。過去 1 年間で臨時的に、町内会へ依頼している作業等については、支所ごとに内容が異なり、依頼していない地域もあったが、土砂災害訓練や施設管理に関する説明会、クリーンアップ事業への参加依頼を行っている地域があった。

以上より、町内会へ依頼しているルーティン的な作業については地域差がなかった。委員・役員の推薦についても概ね違いはないが、地域によっては推薦依頼を行っていない委員・役員があることを確認した。臨時的に町内会へ行う依頼については、地域により実施する事業に違いがあるため町内会への協力依頼についても地域差があるということが確認された。

第 3 節 本荘地域内における町内会への協力依頼に地域差はあるのか

前節では本荘地域を除く旧 7 町の地域では町内会への協力依頼に地域差があるのかを確認したが、本節では旧本荘市内 6 地区に設置されている地区公民館が町内会へ行う協力依頼についても差があるのか調査を行った。旧本荘市（現在の本荘地域）は 1953 年、昭和の大合併で 1 町 6 村が合併し誕生した経緯がある。調査は教育委員会に在籍する各地区公民館担当職員へ依頼し回答を得た。調査内容については、前節と同様に、より具体的に町内会への協力依頼の内容を記載し回答するよう依頼した。

各地域の町内会への依頼内容について以下のとおりであった。委員・役員の推薦について、町内会長協議会や各町内公民館長連絡協議会、防犯協会等の回答があったが 6 地区とも同様の内容であった。例年、町内会へ依頼している業務については、公民館だよりや事業チラシの配布が挙げられたが、これらについても 6 地区とも同様であった。なお、公民館だよりについては 6 地区中 4 地区で定期発行から随時発行に切り替えており配布依頼の回数も減少していた。過去 1 年間で臨時的に、町内会へ依頼している業務については、1 地区のみから回答があり、小学校廃校に伴う意見聴取、取りまとめを依頼していた。

以上より、委員・役員の推薦、町内会へ依頼しているルーティン的な作業については各地区公民館に地域差はなかった。過去 1 年間で臨時的に町内会へ依頼している作業については、小学校の廃校に伴う内容であったため、平時において地域差はないものと言える。

本章で紹介した調査から、行政から町内会に対し様々な協力依頼を行っていることが確認された。この協力依頼が町内会の負担となっているのではないか、今後の継続が危ぶまれるのではないかなどを確認するため、現役の町内会長 5 名へヒアリングを行った。次章ではその結果を紹介する。

第 3 章 町内会長へヒアリング調査

第 1 節 調査結果について

令和 7 年 12 月 11 日から 17 日にかけて 5 名の町内会長へヒアリングを行い、町内会の状況や行政からの協力依頼について確認した。

(1) A 町内会

A 町内会有一些地区は上・中・下で 3 つの町内会に分かれており、3 町内の連合会も存在する。A 町内会は 30 世帯、同地区の 3 町内の合計世帯数は 77 世帯となっている。世帯数は減少傾向である。過去 10 年で 10 世帯以上減っており、主な要因は高齢世帯の転出、死亡である。まれに転入世帯もあるが、町内会活動の煩雑さを理由に加入しないケースもあり、今後もそういったことが増えると見込まれる。77 世帯中、子供がいる世帯は 4 世帯のみ。子供が参加する行事の継続が難しくなっており、子供がいなくても楽しめる行事を企画しているが、行事自体は減少傾向にある。役員のなり手も少なくなる中で、地区内の 3 つの町内会を統合した方が結果的に負担を分散できるのではないかと考えている。しかし、合意形成等の壁があるとのことだった。

町内会への協力依頼を負担と感じているか確認したところ、A 町内会長は負担だと言えるかもしれないが、そういったものだと思っている、とのことだった。さらに、今後も町

内会への協力依頼は続けることが可能か確認したところ、予想は難しい、とのことだった。加えて、令和 8 年度から広報の配布が月 1 回になることについて、その点は負担が減ると感じている。しかし情報が集約される分、1 回の配布量が増える、緊急の通知等があれば都度配布しなければならない、といった心配もあるとの意見があった。

(2) B 町内会

B 町内会は現在 11 世帯。数十年前は 22 世帯あったが半減している。世帯の減少以上に人の数は減少しており、以前は 4~5 人の世帯が多かったが、今は単身世帯や夫婦世帯が中心となっている。B 町内会長は現在会長歴 5 年目となっている。前任者の中には 10~20 年ほど務めた人もいる。町内会長のなり手がおらず交代が大変難しい状態。「やりたい」と自ら手を挙げる人はおらず、周囲から頼まれてしまうと続投を断れない状況である。会長自身は、後継者がいれば会長職を譲りたいと考えているもののなり手は見つからず、来年度も続投する見込みとのこと。

町内会への協力依頼を負担と感じているか確認したところ、今まで何年もやってきていることであるため、大きな負担と感じてはいないとのことだった。ただし、10 年後、20 年後に現在と同じ形で行政協力や町内会運営を続けることは「無理だ」と断言。5 年後ならまだしも、10 年先は見通しが全く立たない状況である。役員の高齢化や人手不足を踏まえると、限界集落としての現実が迫っていると感じている。そのため、町内会の存続自体が極めて厳しいとの考えを示されていた。本市のように面積が広大な市で、人口減少が進む中で行政サービスを維持するのは大変なこと。市が進めるコンビニでの住民票、戸籍発行などのデジタル化が将来的な解決策の一つになり得ると考えている。しかし、高齢者の中にはパソコンやスマートフォンを使えない人が多く、情報格差が生じており高齢者がついていけない現状に懸念があるとのことだった。

(3) C 町内会

人口減少と高齢化により、町内会役員の後継者不足は深刻な課題となっている。C 町内会長は現在 17 年間町内会長を務めている。町内会長の選出は役員会にて会長選挙を行うが他に候補者がおらず、他にやる人がいないからやむを得ず続けているのが実情である。行政からは民生・児童委員の推薦や広報配布など多くの協力依頼があるが、このままでは将来的に対応が困難になることが懸念される。役員の負担は大きく、近隣の町内会を見ても、特に日中不在の会社勤務の人が多く地域では運営が困難になっている。

町内会への協力依頼を負担と感じているか確認したところ、市広報の配布回数が令和 8 年度より月 2 回から月 1 回へ変更されるなど、行政サービスも変化しているが、町内会が活動を継続し行政からの協力依頼に 대응していくためには、行政側が町内の現場の実情をよく理解し、具体的なサポート体制を構築することが必要であるとのことだった。

(4) D 町内会

D 町内は近隣町内と比較し大きな町内であるため特定の個人が何期も役員を務めなけれ

ばいけない、ということは起きていない。ただ、近隣の小規模町内では5～10年と会長職を続投する人もいるという。「会長は見えない負担が大きい」「地域人口は劇的に減っており、役員のなり手不足は深刻な問題である」とのことであった。

町内会への協力依頼を負担と感じているか確認したところ、今のままで進む、ということはないだろうとのこと。「デジタルを活用する町内が増えていると聞いている」「今は過渡期であり大きく変わろうとしている。市役所職員は苦勞するだろうが、改革を行うとき、摩擦は起きるものである。しかしながら時代に合わせた変化、併せて丁寧な説明が必要になってくる。そのためにも現場主義で地域をよく見て、自分事として捉え考えて欲しい。」とのことであった。

(5) E 町内会

E 町内は世帯数 100 世帯と周辺町内と比較すると大きい町内である。しかし、世帯数、人口ともに減少傾向である。併せて高齢化も顕著で最近空き家が目立ってきている。役員のなり手不足も深刻で、E 町内会長は会長職のほか会計、会計補佐を兼務している。前任の会計担当者が 8 年連続で会計を務めていたが、限界を迎え E 町内会長が兼務することとなった。ただ会長自身も年齢や健康状態から今年いっばいで退任の意向を先日開かれた役員会で伝えてきたとのこと。役員のなり手不足について、特に民生・児童委員の確保は厳しい状況。選出に苦慮した際、会長が兼務しようとも考えたが自身も高齢であるため断念したとのことであった。

町内会への協力依頼を負担と感じているか確認したところ、「あくまでも自分の考え」との前置きがあり、負担だと感じてはいないとのことだった。高齢化と就労年齢の延長に伴い町内会の役員は「面倒」「忙しい」と敬遠される傾向にある。今まで手書きで行ってきた会計事務の負担を少なくするため会計ソフトを導入する。また、回覧板について主な用途は計報のお知らせだったが、留守の人がいると班長が行ったり来たりしなければいけない、回覧が遅れ葬儀に間に合わなかったということもあった。そのため班長の負担軽減のため回覧板は廃止し、原本を世帯分コピーしポスティングする方式にする、といった工夫を行っている。由利本荘市ではないが、県内自治体の町内会解散に衝撃を受けている。解散した町内会は 150 世帯の町内であったため、自身の町内も無関係ではないと感じているとのことであった。

第 2 節 ヒアリング調査のまとめ

ヒアリング結果より、いずれの町内においても人口減少や高齢化により世帯数は減少しており、ほとんどの町内では役員のなり手不足が深刻化していることを確認した。町内ごとに状況は異なるが、役員の長期就任や兼務により負担が集中している。特に民生・児童委員委員は高齢化、単身世帯の増加が進み人は減っているが業務量は増えているため、積極的ななり手は少なく、交代も難しい状況である。また、子供がいる世帯も減少しており、行事の継続も困難となり、地域の関わりが希薄化する懸念がある。

そうした中で各町内会では負担軽減の工夫が進めており、募金を町内会費と一括徴収す

る方式や回覧板の廃止、会計ソフト導入等で効率化を図っている。また、町内会統合・再編成による負担分散を模索している町内もあった。

町内会への協力依頼について、町内会でどのように実行しているか実際に町内会長へヒアリングを行ったが委員・役員の人選や広報の配布は各町内により方法が違うことを確認した。また、現在の協力依頼の負担感についても各町内会長によって感じ方が違うということも確認した。

第 3 節 町内会が行政に求めること

前節でまとめた現状を受け町内会が行政に求めることとして挙げられたのは、現場の実情をよく把握してほしい、という意見であった。行政サービスのデジタル化について期待する声があったが、高齢者の情報格差が課題となっている。デジタル化が進めば効率化は可能だが、支援体制がなければ高齢者が取り残される懸念がある。本レポートで取り上げている町内会への協力依頼については、現在のところ大きな負担とは感じていないとの回答があったが、現行の仕組みを維持することが難しく、10 年先は見通せないとの声があった。

第 4 章 負担軽減に向けた行政の取り組み、町内の声を職員が共有する仕組みづくり

第 1 節 町内会負担軽減のための他自治体の取り組み

本節では神奈川県川崎市の町内会の負担を軽減し、地域社会が抱える様々な課題を解決する、という町内会の本来の役割を後押しする取り組みとして策定された「町内会・自治会への依頼ガイドライン」(川崎市 2025) (以下、ガイドライン) を紹介する。

令和 7 年 11 月 25 日、川崎市市民文化局市民活動推進課担当者へヒアリングを行った。まず、ガイドライン策定の背景について確認した。「川崎市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例」に市の責務として、「町内会・自治会の負担が過重にならないよう十分な配慮をする」と規定されており、町内会・自治会への行政依頼事務の負担軽減に関する取組を進める必要があったこと。さらに「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」で示された、町内会・自治会との行政都合の関係を脱却し、地域課題解決の主体として行政や多様な組織と協働し、持続可能な住民自治活動を目指す取組を進める必要があったこと。そういった状況下において行政からの協力依頼が過多となり、町内会が本来の役割に十分に取り組みめない状況が生じていたため、行政からの協力依頼を整理し負担を軽減する必要性がありガイドラインが策定された、とのことだった。

ガイドラインは協力依頼の必要性を見直し、必要がある場合はその実施方法を見直すことを基本項目としている。協力依頼が必要な場合は、町内会に対し必要性の説明、庁内の情報共有を求めるとともに、依頼文の作成についても明確にルールを定めている。また、協力依頼を行う場合のチェックリストを設け、具体的に回覧・掲示依頼、各種審議会等会議への委員就任及び出席依頼、動員等依頼等の内容を精査するよう求めている。

第 2 節 由利本荘市が目指す姿

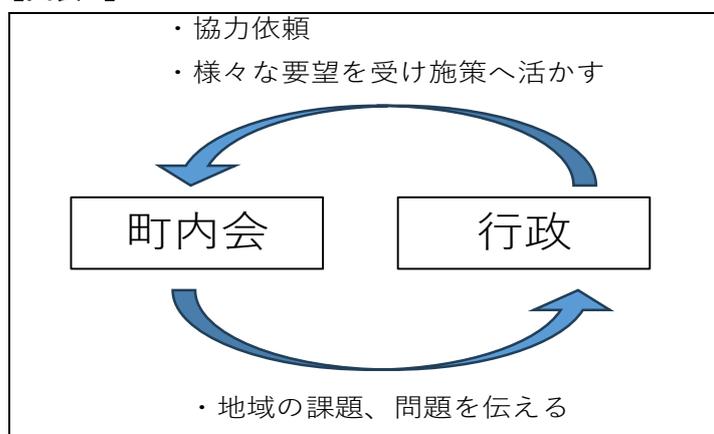
前章のヒアリングでは、10 年後、20 年後に現在と同じ形で行政協力や町内会運営を続け

ることは難しいとの意見があった。これを踏まえ、将来に向けて行政がどのような姿を目指し、どのような支援を行うべきかを考察する。

まず、町内会と行政の関係性は、本レポートで取り上げている町内会への協力依頼、言い換えると行政施策への協力活動を通じ、町内会は地域の課題や問題の改善を行政に求める。そして行政はそれを施策立案に活かすというサイクルとなっている。前章のヒアリングでは、人口減少による担い手不足の面から 10 年後に現行の仕組みを維持することは難しいこと。また、役員のなり手不足から近隣町内会との統合を模索したいが、合意形成等壁があるとの意見があることを確認した。町内会が解散や統廃合によって活力を失えば、先述したサイクルが停滞し、地域の声が行政に届きにくくなる恐れがある。

そのため、町内会が今までと変わらず行政に地域の課題を伝えることができるような支援の在り方を検討すべきである。前節で紹介した「ガイドライン」のように町内会の負担を軽減することも必要となるだろう。そのためには、町内会の実情を正確に把握する必要があると考える。

【図表 4】



第 5 章 10 年後目指す姿を叶えるための提案

第 1 節 負担軽減に向けて

前章第 2 節で今後由利本荘市が目指すべき姿を行政がすべきことを考察した。行政からの協力依頼は現状では大きな負担と捉えられていないが、10 年後の状況を予想すると今のままの仕組みでは持たないとの声があったことを考慮し依頼する側に一定のルールを定める必要があるだろう。それらを踏まえ前章第 1 節で紹介したガイドラインの内容を参考とし本市においても協力依頼の内容を精査し、時代に適応して協力依頼の内容を見直し、「協力依頼指針（仮称）」を策定することを提案する。

「協力依頼指針」の策定は町内会事務の所管課が主導して、まず始めに各課が独自に行っている協力依頼の内容を洗い出す必要がある。現状ではほどこの課が何を町内会へ依頼しているか横断的に把握されていないためである。第 2 章で全庁調査を行ったところだが、実施時期や業務内容の把握が不十分であるため改めて調査が必要と考える。この調査結果は町内会事務の所管課で管理することとし、日常的に全庁で情報共有を行うことで、例えば会議の出席依頼が重複することを防止し負担感の軽減につながる。

次に、依頼の必要性や実施方法について基本的なルールを定める。内容については①防災や空き家問題、ごみ集積所の管理等の安心、安全に生活するために町内会にとっても必要なことであるか。またその必要性について理解を求めることが出来ているかどうか。②市の施策を実施する上で、地域の協力が不可欠なものであるか。③町内会への依頼で無ければなら

ない妥当性の検討がなされているか。といった点を基本項目としたい。

具体的な委員・役員の推薦、広報の配布等のルール設定は注意が必要であると考え。町内会へのヒアリングから、町内会の状況や規模により実施方法が異なっていることを確認している。そのためルール設定については町内会の現場の実情を行政が正確に把握するための機会を設ける必要がある。

第 2 節 現場の実情を把握するために

前章 2 節で触れた目指す姿をより明確にし実態に即したものとするためにも、地域の実情を確認する場を設けたい。そこで、課題共有を行うためのワークショップを開催することを提案する。

ワークショップに参加する町内の代表者の負担感を少しでも軽減するため、開催は町内会長協議会の研修時や行政協力員会議等の町内の代表者が集まる機会を利用することとしたい。本市の町内会事務の所管課である地域づくり推進課へ確認したところ、実際に本荘地域の町内会長会の研修会で過去に意見交換を行ったことがあり、参加したことについて有意義であったとの感想を得ている。第 3 章のヒアリングでは町内ごとに様々な工夫を行い、行政協力事務や町内会本来の活動の負担軽減を図っているとの話があった。「町内会長は見えない苦勞が多い」といった声がヒアリングからは聞かれたため、こういった取組の意見交換を行うことで、日頃感じている負担や悩みの解決の一助になると考える。

地域の実情を把握するという意味でワークショップのグループには市職員も参加することが望ましい。参加する職員については町内会事務の所管課職員の他にも、協力依頼を行っている課の職員も参加し、町内会の実情を知るきっかけとしたい。参加職員は人事異動のため数年後には他部署へ異動することも考慮し、共有された課題や町内会の状況を担当課で集約し職員掲示板で全職員へフィードバックを行う必要があるだろう。こうして地域と行政とが課題や問題意識を共有することで、地域と行政のミスマッチを減らし、行政都合ではない実情に合わせた施策立案に繋げる足がかりになると考える。

第 3 節 おわりに

由利本荘市は急速な人口減少と高齢化が進み、町内会の持続可能性が危ぶまれている。行政は委員・役員の推薦、広報の配布等の多岐にわたる協力依頼を町内会に行っており、その継続が難しくなるのではないかと想定し町内会へのヒアリングを行った。結果、町内会長からは現状の協力依頼は必ずしも大きな負担とは捉えていないと力強い言葉を貰ったが、10 年後、20 年後の町内会の状況を予想すると現行の仕組みを維持することは困難だろうとの意見が多かった。特に行政に対しては、現場の実情を丁寧に把握し、時代に合わせた変化を求める声があった。

本レポートでは町内会への協力依頼にフォーカスした提案を行ったが、町内会と本市が目指す姿を実現するために備えなければならない課題は他にも残されている。地域課題に対し効果的な政策を立案することで将来の人口減少社会に適応した持続可能な地域運営の基盤を築いていくことが求められる。

謝辞

本レポートの作成にあたり調査、ヒアリングにご協力いただいた皆様、ご指導いただいた土山教授、土山ゼミ生、第 37 回全国地域リーダー養成塾関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

【参考文献】

- ・川崎市（2025）「町内会・自治会への依頼ガイドライン」（未公刊）

【参考ウェブサイト】

- ・秋田県（2025）「秋田県の人口と世帯」秋田県ホームページ、<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/9910>、（2026 年 1 月 7 日最終確認）
- ・国立社会保障・人口問題研究所（2023）「日本の地域別将来推計人口 令和 5（2023）年推計」、<https://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson23/t-page.asp>、（2026 年 1 月 7 日最終確認）
- ・由利本荘市（2025a）「令和 7 年 12 月 31 日現在の住民基本台帳人口・世帯数について」、由利本荘市ホームページ、<https://www.city.yurihonjo.lg.jp/1001506/1001560/1001635/1011715/1012802.html>、（2026 年 1 月 7 日最終確認）
- ・由利本荘市（2025b）「由利本荘市の統計」、由利本荘市ホームページ、<https://www.city.yurihonjo.lg.jp/1001506/1001560/1005402.html>、（2026 年 1 月 7 日最終確認）
- ・由利本荘市（2025c）「本庁・総合支所における事務・事業見直しの検討」、由利本荘市ホームページ、https://www.city.yurihonjo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/012/287/ggg.pdf、（2025 年 11 月 13 日最終確認）
- ・由利本荘市（2024）「新型コロナウイルス感染症と人口減少の状況について」、由利本荘市ホームページ、https://www.city.yurihonjo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/004/727/07_p92-p103.pdf、（2025 年 10 月 1 日最終確認）
- ・由利本荘市（2006）「由利本荘市行政協力事務に関する条例」、由利本荘市例規集、https://www.city.yurihonjo.lg.jp/reiki/reiki_honbun/r127RG00001074.html、（2025 年 11 月 13 日最終確認）